

# 第4章 全体構想



## 4-1 将来の都市のすがた

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 将来都市像

本市は、平成 18（2006）年 2 月 11 日に旧洲本市、旧五色町が合併して現在の「洲本市」が誕生しました。

本市の位置する淡路島は、古くから畿内と四国を結ぶ交通の要衝として位置づけられており、平成 30（2018）年に神戸淡路鳴門自動車道の淡路島中央 SIC の供用が開始され、より一層淡路島の中で、都市間、地域間交通の要衝として重要な地位を占めています。

本市は、人口の多くは洲本川の河口付近の用途地域内に集中していますが、近年、中心市街地は人口減少、高齢化が著しい反面、用途地域外で人口の集積が見られるなど市街地の拡大が進んでいます。

また、淡路島中央 SIC の供用開始により、企業誘致や観光等における優位性が高まる一方、市街地を包み込む雄大な自然と共存する、適切な土地利用が求められています。

さらに、本市の河川浸水想定区域及び津波浸水想定区域は、主に中心市街地において指定されているため、密集市街地の改善やオープンスペースの設置などの、基盤整備による災害対策が求められています。

このように、本市が淡路島の中心に位置するだけでなく、島内の都市機能や産業の中心である本市の優位性を活かし、交流人口を増大させるとともに、これからも増加する高齢者が安心して健康に住み続けられるまち、子育て世代が住みやすいまちを目指し、都市将来像を次のように設定します。

## 交流でにぎわい・住み継がれる淡路島の中心都市 ～みんなでつくる安心のまち～

### (新しいまちが目指す都市のイメージ)

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市全体   | <ul style="list-style-type: none"><li>○人口増加や都市の発展に際しては、本市の都市環境の保全を前提とした開発や計画的な土地利用規制が行われるなど、市街地とそれ以外の地域においてメリハリの効いた土地利用がなされている。</li><li>○市街地内を循環し、市内 2 カ所のバスターミナルを起点に、各拠点を結ぶバスが運行し、人々の足となっている。</li><li>○住民の移動のみで不足する交通需要については、地域外からの観光客の需要で量的充足が図られている。</li><li>○農村集落では、田園回帰による人の流れが進み、地域での居住や関わりの選択肢を増やし、地域資源の保全活用や地域コミュニティの維持といった農村地域づくりが進んでいる。</li><li>○洲本 IC や淡路島中央 SIC の周辺においては、規制・誘導による適切な土地利用を図りつつ、企業が進出し、雇用が創出され、地域経済がうらやわしている。</li></ul> |
| 中心市街地 | <ul style="list-style-type: none"><li>○淡路島の中心地として、隣接市と連携しながら、淡路島が一体となった利便性の高いまちとなっている。</li><li>○隣接市からは、買い物やレクリエーションのために、また、島外からは、主に観光を目的に人々が集い、にぎわっている。</li><li>○津波や河川浸水などの災害リスクをはらむ中心市街地においては、密集市街地の改善やオープンスペースの設置などの基盤整備によって安心して暮らすことができる。</li><li>○中心市街地に集中した空き家の除却や利活用により、まちなかへの居住が進んでいる。</li></ul>                                                                                                                                           |
| キーワード | <ul style="list-style-type: none"><li>○淡路島の中心地 ○隣接市との連携 ○IC、SIC 周辺への産業集積、企業の誘致</li><li>○安全安心なまちづくり ○空き家・空き地の利活用 ○居住のゆるやかな誘導と基盤整備の推進</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 2) まちづくりの基本目標

### 淡路島の地域の核となるまちづくり

淡路島の中心地として、本市の中心市街地に都市機能の集積をしつつ、足りない都市機能については、各地域拠点または隣接市との連携によって相互補完し、淡路島が一体となった利便性の向上を図ります。

そのために、密集市街地の改善や中心市街地の空き家・空き地の利活用によって土地利用の集約を行い、利便性の高いまちなか居住を促進するとともに、空き地を活用したゆとりある暮らしを実現します。

また、中心市街地以外の地域においては、新たな情報通信技術の活用によって、路線バスやコミュニティバス等を効率的に運営することで利便性を向上させます。

さらに、感染症対策のための新しい生活様式に対応したまちづくりを検討します。

### 企業誘致や観光振興など賑わいのあるまちづくり

地方創生に向け、本市の強みを生かした産業の集積や企業誘致に加え、地域産業の振興、人材育成など人材の確保、さらには第二創業を含む起業支援や新産業の創出支援を図ります。

関西と四国のどちらにも近接している位置条件を活かして、魅力ある企業の誘致を進め、雇用の創出を図ります。特に、洲本 IC 及び淡路島中央 SIC 周辺への企業誘致や観光目的の活用においては、近隣環境と調和した、計画的な土地利用を推進します。

さらに、本市の特徴的な産業である農業・漁業や観光業といった地場産業の育成を図ります。

併せて、本市への観光客を積極的に誘致するため、デジタルマーケティングなどの手法を用いたシティープロモーションと並行し、まちの回遊性の確保のための基盤整備等を検討します。

### 安全・安心に住み続けられるまちづくり

本市の強靱化に向け、人口動態を考慮しながら、可能な限り災害リスクの低い区域への居住を誘導するとともに、災害リスクの高い地域においては、土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ、都市の防災性の向上に努めます。特に災害リスクの高い中心市街地においては、住宅の耐震性向上の支援や危険空き家の除却、防災拠点や延焼遮断帯となるオープンスペースの整備など、都市基盤整備を推進します。

併せて、避難地や避難路の確保、消防施設の整備を行うなど、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた安全性の確保に努めます。

さらに、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害からの速やかな復旧・復興に備え、復興事前準備など必要な取り組みを図ります。

### 豊かな自然環境を活かしたまちづくり

市街地周辺は豊かな自然に包み込まれており、これらの自然を、観て（景観）、触れて（アクティビティ等）、活用しながら、豊かな自然を枯渇させることがないように、市街地内外において環境負荷が少ないまちづくりを進めます。

また、都市内の主要なみどりである公園等は、感染症のパンデミックを受け、公衆衛生の観点からもより一層重視されつつあるため、地域住民と連携しながら、維持管理の強化に努めます。

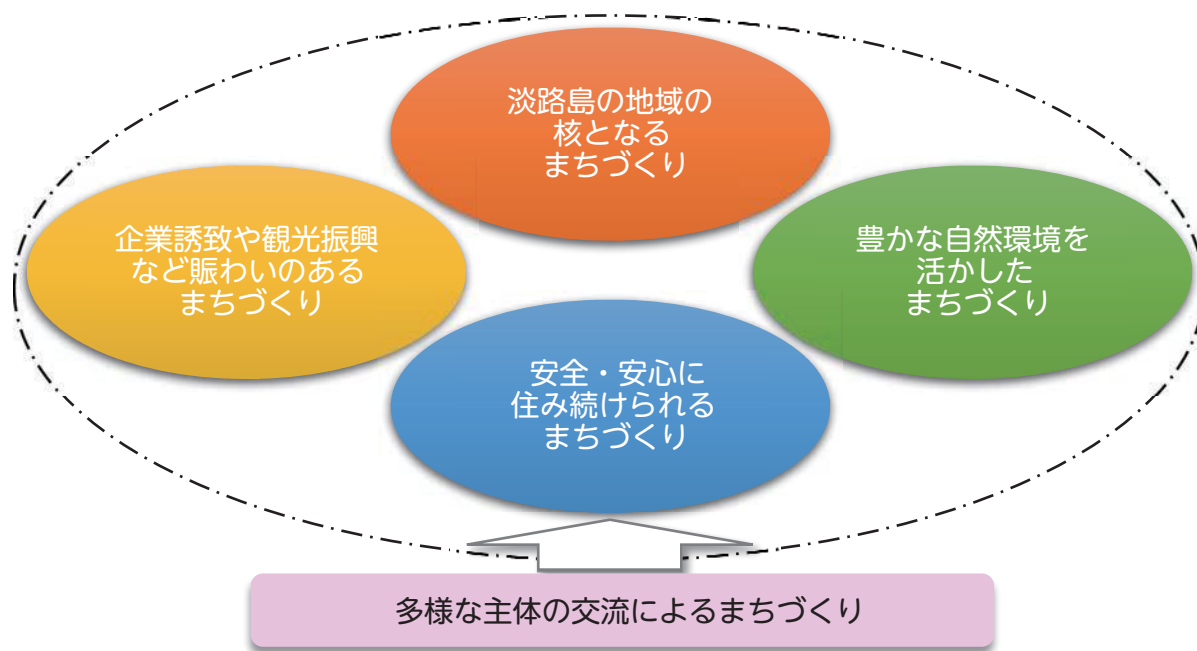
さらに、本市の集落景観を特徴づける田畑などの農地を維持するため、担い手の育成などにより、担い手を確保するとともに、美しい田園景観を保全するため、太陽光発電施設などの設置においては、基準に基づいて地域との調和を図ります。

### 多様な主体の交流によるまちづくり

現在の市街地の規模を抑え、無秩序な市街地や集落地等の拡大を抑制しながら、市街地更新を進めるといったコンパクトなまちづくりを推進することにより、一人あたりの行政コストを低減します。

また、公共施設や遊休地等の既存ストックを活用し、民間企業等の人材やノウハウを活用するなど、人・モノ・金・土地・ハコモノなど資源を総動員し、効率的なまちづくりを推進します。

そして、住民が率先してまちづくりに取り組めるよう、積極的な参加機会を創出し、これらの行政、企業、住民の協働による、新しい時代のまちのマネジメントを目指します。

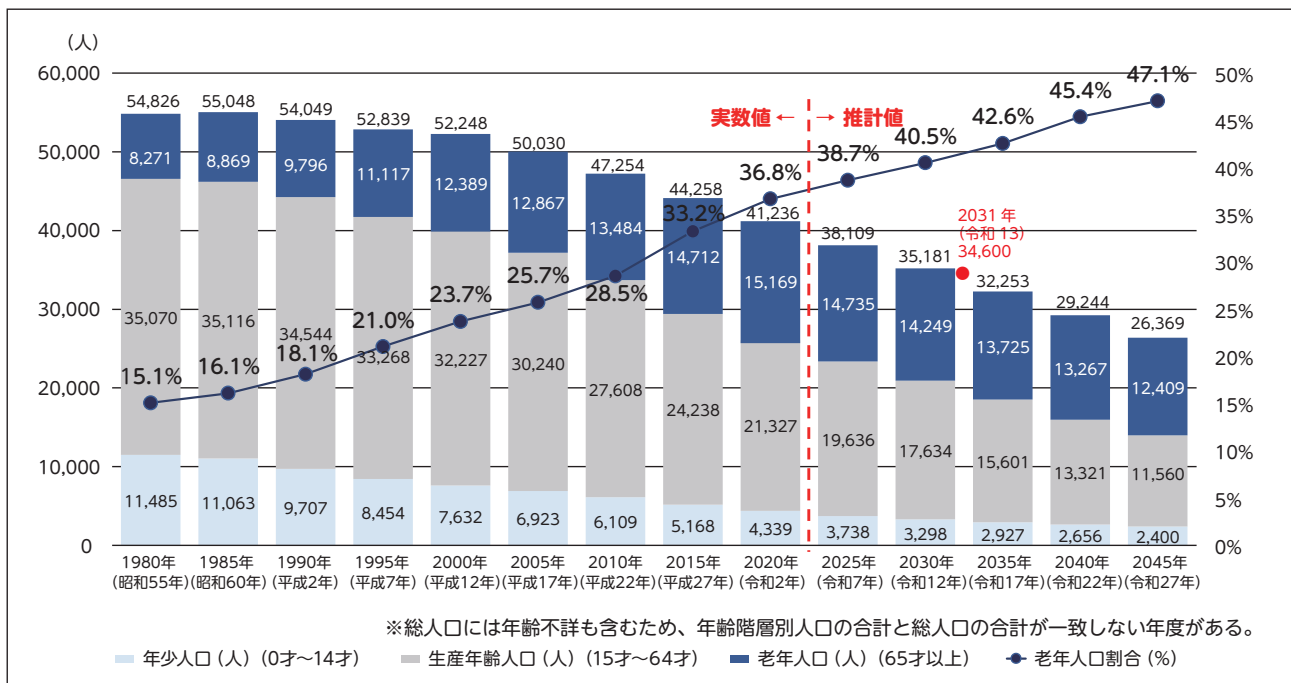


■まちづくりの基本目標概念図

## (2) 将来人口

本市の総人口は令和2（2020）年現在で約4.1万人、高齢化率は36.8%であり、25年前の総人口52,839人から約22%減少、高齢化率も約16%増加し、国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年）の推計結果から本市は、今後も人口減少・高齢化の傾向が続き、目標年次である令和13（2031）年には、総人口34,595人、高齢化率は40.9%と予測されています。

新洲本市総合計画、洲本市国土利用計画では、効果的な施策を実施することで定住人口、交流人口を増加する「戦略人口」を将来人口として設定しています。しかしながら、本計画や立地適正化計画は、コンパクトで効率的な土地利用を目指す計画であることに鑑み、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を基に、その推計人口を上回ることを目指し、将来人口を設定することとします。



■ 年齢3区分別人口の推移

出典：国勢調査、国立・社会保障・人口問題研究所

そこで、本計画の目標年次における将来人口を、以下のように設定します。

目標年次（令和13（2031）年）の将来人口目標

34,600 人を上回る人口



### (3) 将来都市構造

将来都市構造は、将来都市像を実現するため、都市づくりの基本方針に基づく基本的な土地利用区分や骨格的な都市施設等の配置に関する考え方を示すためのものです。

本市では、市内の各地にある市街地や集落を連携しつつ、それら市街地や集落のコンパクト化を実現するため、都市的土地利用と自然的土地利用の基本的なゾーニング、主要な都市拠点の配置とそれら拠点間を結ぶネットワーク、そして地域間を結ぶ骨格的なネットワークという3つの視点から、洲本市の将来都市構造を示します。



■将来都市構造図

## (1) 都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分

## &lt;ゾーン&gt;

|            |                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■市街地ゾーン    | <p>中心部と洲本 IC 周辺を結ぶ国道 28 号などの幹線道路周辺を「市街地ゾーン」とし、空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図り、交通便利拠点との連携を強化し、地域の実状を十分にふまえながら、計画的な市街地の整備を図ります。</p> <p>さらに、古茂江港周辺、由良港周辺、都志川下流部・都志港周辺を「市街地ゾーン」に位置づけ、自然環境を保全しつつ、交流空間としての利用の推進とともに生活道路など公共施設の計画的な整備を進め、住環境の向上を図ります。</p> |
| ■農村環境保全ゾーン | <p>安乎・中川原地区と加茂・納地区、大野・鮎屋地区と千草地区、五色地域の各郊外部を「農村環境保全ゾーン」とし、農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全を図るとともに、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。</p>                                                                              |
| ■森林ゾーン     | <p>先山周辺や三熊山・柏原山周辺を「森林ゾーン」とし、公益的機能の高い森林として自然環境を保全し、多面的機能の持続的な効果発揮の促進やすぐれた自然環境や歴史的風土を活かし、交流空間としての利用を図ります。</p>                                                                                                                             |
| ■臨海・交流ゾーン  | <p>安乎・中川原地区から炬口漁港に至る臨海部、大浜海岸から古茂江港、由良地区を経て上灘地区に至る臨海部、都志地区から鳥飼地区に至る臨海部を「臨海・交流ゾーン」とし、すぐれた自然環境を保全しつつ、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。</p>                                                                                       |

## (2) 骨格的拠点の配置と拠点間連携の強化

## &lt;拠点&gt;

|          |                                                                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■広域中心拠点  | <p>洲本川河口部・洲本港周辺に発達した市街地は、「広域中心拠点」と位置づけます。この拠点では、商業・業務・医療・福祉・公共機能などが集中していることから、その利便性の高さや既存ストックを最大限に活用し、本市の中心拠点としてだけでなく、淡路島の中核として、一層の機能強化・再整備を図ります。</p> |
| ■地域拠点    | <p>都志川下流部・都志港周辺に発達した市街地を「地域拠点」と位置づけます。この拠点では、五色地域における代表的な公共機能等が集約されていることや、道の駅などを整備することから、特に生活上重要となる健康・福祉機能と観光機能の充実を図ります。</p>                          |
| ■地域交流拠点  | <p>洲本地域と都志地区、あるいは他市を結ぶ幹線道路が交差し、公共機能等が集積する鮎原地区や、本市の漁業の拠点であり、港周辺に集落が形成されている由良地区の市街地を「地域交流拠点」と位置づけ、特に生活上重要となる健康・福祉機能の充実を図ります。</p>                        |
| ■生活拠点    | <p>上記以外の地区に立地する公民館又は出張所は、地区の拠点となっていることから、公民館又は出張所周辺を「生活拠点」と位置づけます。この拠点では、特に地区の生活上重要となる健康・福祉機能の充実を図ります。</p>                                            |
| ■物流拠点    | <p>神戸淡路鳴門自動車道洲本 IC 周辺、淡路島中央 SIC 周辺を「物流拠点」と位置づけます。この拠点では、交通便利性の高さを活かし、産業立地や観光振興に資するすぐれた条件を有していることから、産業・流通、グリーンツーリズム等の機能強化及び沿道商業機能の充実を図ります。</p>         |
| ■健康交流拠点  | <p>農村環境保全地に隣接しているスポーツ施設、レクリエーション施設及び教養文化施設などについては、花と緑があふれる交流の拠点づくりを目指します。</p>                                                                         |
| ■観光交流拠点  | <p>炬口漁港周辺から洲本港周辺にかけて、及び大浜公園から洲本温泉付近、サントピアマリーナ、ウェルネスパーク五色等においては、海や山の景観を活かしたリゾートやレクリエーションのための地域を「観光交流拠点」として位置づけ、明るく活気のある街なみ景観の形成を図ります。</p>              |
| ■海辺の交流拠点 | <p>自然環境に囲まれた成ヶ島、公園など整備された生石地区、色彩豊かな五色浜は、海辺の体験活動、環境貢献活動、都市との交流活動などを図ります。</p>                                                                           |

## &lt; 連携軸 &gt;

|          |                                                                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■広域連携軸   | 神戸淡路鳴門自動車道については、京阪神方面や四国方面との連携の強化を図ります。                                                                |
| ■都市間連携軸  | 国道 28 号、主要地方道福良江井岩屋線、主要地方道大谷鮎原神代線、主要地方道洲本灘賀集線など、他都市と結ぶ主要幹線道路及び沿道では、円滑な交通の確保と周辺環境に調和する沿道サービス機能の充実を図ります。 |
| ■地域連携軸   | 主要地方道洲本五色線、一般県道鳥飼浦洲本線など、洲本地域と五色地域を連絡する主要幹線道路で、一体の都市としての発展を目指して、地域間の連携を図ります。                            |
| ■都市環状軸   | 主要地方道洲本灘賀集線や市道である小路谷千草線、宇原千草線、加茂中央線や物部曲田塩屋線などは、本市中心市街地の重要な環状軸として位置づけ、未着手区間の早期整備を進め、円滑な市街地の交通環境を形成します。  |
| ■緑の環状軸   | 都市部において、風致地区指定されているエリアを中心に、樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観の維持を図ります。                                            |
| ■水のうるおい軸 | 水辺において川の水と接するなど、川が身近になり憩える空間となるよう、河川環境整備を図ります。                                                         |

## ■拠点と軸の具体箇所一覧

| 拠点・軸 | 名称        | 凡例                                                                                  | 具体箇所                                                               |
|------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| ゾーン  | 市街地ゾーン    |  | 国道 28 号などの幹線道路周辺、古茂江港周辺、由良港周辺、都志川下流部・都志港周辺                         |
|      | 農村環境保全ゾーン |  | 安乎・中川原地区と加茂・納地区、大野・鮎屋地区と千草地区、五色地域の各郊外部                             |
|      | 森林ゾーン     |  | 先山周辺や三熊山・柏原山周辺                                                     |
|      | 臨海交流ゾーン   |  | 安乎・中川原地区から炬口漁港に至る臨海部、大浜海岸から古茂江港、由良地区を経て上灘地区に至る臨海部、都志地区から鳥飼地区に至る臨海部 |
| 拠点   | 広域中心拠点    |  | 洲本川河口部・洲本港周辺                                                       |
|      | 地域拠点      |  | 都志川下流部・都志港周辺                                                       |
|      | 地域交流拠点    |  | 鮎原地区、由良地区                                                          |
|      | 生活拠点      |  | 上記以外の地区に立地する公民館又は出張所                                               |
|      | 物流拠点      |  | 洲本 IC 周辺、淡路島中央 SIC 周辺                                              |
|      | 健康交流拠点    |  | 洲本市市民交流センター（プール、陸上競技場）、アスパ五色                                       |
|      | 観光交流拠点    |  | 炬口漁港周辺から洲本港周辺、大浜公園から洲本温泉付近、サントピアマリナー、ウェルネスパーク五色等                   |
|      | 海辺の交流拠点   |  | 五色浜、成ヶ島、生石地区                                                       |
| 軸    | 広域連携軸     |  | 神戸淡路鳴門自動車道                                                         |
|      | 都市間連携軸    |  | 国道 28 号（含洲本バイパス）、大谷鮎原神代線、福良江井岩屋線、洲本灘賀集線                            |
|      | 地域連携軸     |  | 洲本五色線、鳥飼浦洲本線                                                       |
|      | 都市環状軸     |  | 小路谷千草線、宇原千草線、洲本灘賀集線、加茂中央線、物部曲田塩屋線                                  |
|      | 緑の環状軸     |  | 都市部において風致地区指定されているエリア                                              |
|      | 水のうるおい軸   |  | 洲本川                                                                |

## 4(2) 部門別整備方針

都市づくりの目標を達成するため、将来都市構造を踏まえた本市の整備方針として、以下の8つの部門を設定し、それぞれの方針を示します。

将来都市像

交流でにぎわい・住み継がれる淡路島の中心都市  
～みんなでつくる安心のまち～

まちづくりの基本目標

- 淡路島の地域の核となるまちづくり
- 企業誘致や観光振興など賑わいのあるまちづくり
- 安全・安心に住み続けられるまちづくり
- 豊かな自然環境を活かしたまちづくり
- 多様な主体の交流によるまちづくり



部門別の整備方針

- 1 土地利用の方針
- 2 道路・公共交通の方針
- 3 公園・下水道等の整備方針
- 4 市街地整備の方針
- 5 自然環境等の保全の方針
- 6 景観形成の方針
- 7 安全安心の方針
- 8 その他都市に関する施設の整備方針



# 1 土地利用の方針

## (1) 基本的な考え方

本市は、旧洲本市と旧五色町が平成 18（2006）年に合併して誕生しましたが、旧五色町が都市計画区域外であったため、現在も非線引き都市計画区域（旧洲本市）と都市計画区域外（旧五色町）となっています。

本市が目指す将来都市像を実現するため、土地利用の方針においては、都市拠点などにおける都市機能の充実を図り、多様な都市機能や公共交通などにより、各種サービスが持続的に提供される良好な居住環境の維持を図るとともに、豊かな自然環境を保全活用することにより、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した、洲本市ならではの都市環境を形成していくことを目指します。

また、都市計画制度における基本的かつ根幹的な土地利用に関する制度である用途地域については、土地利用の現況や動向、及び将来の土地利用の方向性を踏まえて、それぞれの地域における土地利用に対して、良好な市街地の形成と住居、商業・業務、工業等の諸機能の適切な配置等、土地利用の誘導・規制を図っていくため、用途地域の見直しも検討していきます。

- コンパクトで効率的な土地利用の規制誘導
- 都市と田園の共生
- ゆとりある洲本市らしい暮らし方の推進

## (2) 土地利用の基本方針

| 系統    | ゾーン         | 基本方針                                                                                                        |
|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市機能系 | 広域都市機能誘導ゾーン | 淡路島の中心的な機能を担うため、また、商業業務、行政などの多様な都市機能の集積による賑わいあふれる市街地を形成するため、高度な都市機能の集積を図ります。                                |
|       | 都市機能集積ゾーン   | 周辺エリアの中心的な機能を担うため、生活サービスなどの多様な都市機能の集積を図ります。                                                                 |
|       | 生活利便ゾーン     | 旧来からの集落形成過程で培った機能集積を維持し、周辺の居住者の生活利便の向上を図ります。                                                                |
| 居住系   | 居住誘導ゾーン     | 高度な都市機能が集積するゾーンに近い利点を活かし、中心部へのアクセス性と良好な居住環境を向上させ、積極的に居住の誘導を図ります。                                            |
|       | 居住ゾーン       | 地域環境と調和した良好な居住環境を維持します。                                                                                     |
| 産業系   | 工業ゾーン       | 企業団地については、本市の産業を支える工業用地として機能の維持を図るとともに、周辺の居住環境や営農環境に配慮した土地利用を誘導します。                                         |
|       | 住工協調ゾーン     | 住宅地の居住環境の保全や調和を図りながら、主として商業や工業などの複合的な産業集積を図ります。                                                             |
|       | 沿道産業ゾーン     | 幹線道路沿道の沿道型商業、工業及び流通業務の産業集積や操業環境の保全を図ります。                                                                    |
|       | IC 周辺ゾーン    | 広域交通の結節点として工業、流通、商業業務や観光など異なる産業同士や周辺環境と調和させながら機能強化を図ります。                                                    |
| 観光系   | 観光交流ゾーン     | 炬口漁港周辺から洲本港周辺にかけて、大浜公園から洲本温泉付近、サントピアマリーナ、ウェルネスパーク五色において、明るく活気のある街並み景観の形成を図ります。                              |
| 農村系   | 農村環境保全ゾーン   | まとまった優良農地やほ場整備などの基盤整備を実施した農地では、農業生産活動の維持のために農地の保全を図ります。                                                     |
| 山林系   | 自然環境保全ゾーン   | 先山などの森林・丘陵地においては、多くの動植物の生息環境を有しているとともに、水源かん養機能及び土砂流出などの防災機能を有しているため、その保全に努めます。また、登山や自然体験学習の場など交流の場として活用します。 |





## 2 道路・公共交通の方針

### (1) 基本的な考え方

市内の道路ネットワークについては、コンパクトプラスネットワークの観点から、主要幹線道路に接続し、洲本地域と五色地域に存する各拠点間をつなぐ都市幹線・補助幹線道路の整備など、交通需要の変化に対応した計画的な道路網の整備を進めます。

また、防災上の観点から、災害時における輸送の多重性・代替性の確保を図るため、必要な道路ネットワークの整備を進めていきます。

コンパクトなまちづくりを推進する過程で、官民のパブリック空間を人中心の空間に転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するためにも、道路空間の平面構成の見直し等も併せて検討していきます。

都市計画道路については、社会経済状況の変化を踏まえ、必要性・実現性等を検証し、見直しを進めていきます。

なお、必要性が低いと判断した道路については、廃止も含めた手続きを進めるとともに、必要性が高いと判断した道路については、関係機関と連携しながら整備を進めていきます。

あわせて、公共交通機関の利便性の向上や自転車走行環境の改善などにより、過度に自動車に依存しないまちづくりを目指します。

### (2) 道路の整備方針

#### 1) 主要幹線道路

神戸淡路鳴門自動車道については、京阪神方面や四国方面をつなぐ国土軸であり、他都市との連携強化、災害時の緊急輸送ルートとして本市にもたらす効果が期待されることから、関係機関に対し、引き続き整備維持の促進を働きかけます。

国道 28 号については、淡路島管内で、特に重要な隣接市と連携する幹線道路であり、神戸淡路鳴門自動車道の開通後も地域の産業経済や住民の生活を支える大切な道路です。本市中心部の深刻な渋滞を緩和するため、さらには異常気象時の代替道路として整備されている洲本バイパスの早期開通と開通後も含めた維持管理について、関係機関に対し働きかけます。

紀淡海峡道路については、開通に向けて、兵庫県、大阪府、和歌山県の関係市町で構成する「紀淡連絡道路実現期成同盟会」で、その実現に向けて引き続き国等へ要望等を行ってまいります。

#### 2) 都市幹線道路

主要地方道大谷鮎原神代線、主要地方道福良江井岩屋線、主要地方道洲本灘賀集線については、隣接市や都市の各拠点をつなぐ幹線道路として、アクセス性の向上と自転車・歩行者の安全確保による拠点間の連携強化を促進します。

#### 3) 地域幹線道路

主要地方道洲本五色線、一般県道鳥飼浦洲本線については、洲本地域と五色地域をつなぐ主要な幹線道路であり、本市の均衡ある発展において、特に重要な路線であることから、アクセス性の向上と自転車・歩行者の安全確保による拠点間の連携強化を促進します。

本市中心部を通過する広域交通を排除するため、外環状線である国道 28 号から宇原、千草、小路谷地区を経て主要地方道洲本灘賀集線に連絡する区間と、内環状線である都市計画道路物部曲田塩屋線および内環状線と外環状線をつなぐ都市計画道路山神線の未整備区間における整備の促進を図ります。

#### 4) 補助幹線道路

その他の一般県道や近年供用開始された洲本五色線のバイパスについて、引き続き整備維持を促進するとともに、地域内幹線である都市計画道路下内膳線、市道加茂中央線、美の越線、角川中央線の未整備区間における整備の促進を図ります。

南淡路広域農道（オニオンロード）は、農産物等の輸送ルートであるとともに、災害時の緊急輸送路としても重要な役割を持つことから、外環状線からこれに接続する大野千草線、宇原猪鼻線とともに、未整備区間における整備の促進を図ります。

#### 5) 生活道路

地域の安全性や利便性を高め、快適な生活空間を創出するため、身近な生活道路の整備や適切な維持管理を図るとともに、歩道、通学路の整備や幹線道路の整備促進による生活道路への流入車両の抑制などを図ります。

密集した市街地においては、災害時における円滑な避難救助活動や居住環境の向上のため、住宅の建て替えなどの土地利用の更新にあわせた道路空間の確保を図ります。

#### 6) 自転車通行空間

「洲本市自転車ネットワーク計画（令和3（2021）年3月）」に基づき、日常的に自転車利用の多いエリアを中心に、安全性や快適性の向上の観点から、また、広域自転車ネットワークとして位置付けられているアワイチルートについて、ネットワークの連続性の観点から自転車通行空間の整備を目指します。

#### 7) 交通安全

見通しの悪い箇所へ設置したカーブミラーは、その維持管理に努めることに加え、危険箇所については、随時設置するとともに、街灯の維持管理を徹底するなど、交通安全施設の整備を推進します。

### （3）公共交通の整備方針

#### 1) バス

高速バスのサービス水準の確保、維持に向けた協力体制の構築や、広域バスの路線再編の推進による利便性の高い広域交通ネットワークの形成を関係機関に要請します。

市民や通勤・通学者の快適な移動環境を確保するとともに、生活利便性向上を図るため、路線バスの輸送力や定時性、速達性の向上など、バス路線の機能強化を関係機関に要請します。

沿道における生活利便性の向上のため、バス停及びバス路線周辺における生活利便施設の維持や、施設が不足する地域における必要な施設の誘導に取り組みます。

バス待ち環境の向上や車両のバリアフリー化、バス停の段差解消などを進め、誰もが快適に公共交通を利用しやすい環境の整備を促進します。

バス乗換えターミナルの整備や待合環境、情報提供を充実し、交通結節点の強化による交通ネットワークの機能向上を図ります。

#### 2) 路線バスを補完するサービスの提供

公共交通空白地の解消・減少に向け、市民ニーズに合致したコミュニティバスの路線検討とともに、新しいモビリティの導入による活性化支援や、周遊観光行動に対応した移動手段の整備を検討します。

誰もが利用しやすい公共交通となるよう、拠点となるバス停から目的地までの移動に利用する交通機関である二次交通の充実や、新技術を活用した自動運転など、バス停から離れた地域における補完的な移動サービスの導入に向けた取り組みを進めます。

### 3) 公共交通の利用促進

公共交通を身近に体験できるイベント等を通して、過度に自動車に頼る状態から、バス・自転車などを適度に利用する状態へと、市民の自発的な意識転換を促す取り組み（MM：モビリティ・マネジメント）を進めます。

また、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービスである MaaS (Mobility as a Service) の導入を検討し、市民だけでなく観光客の公共交通の活用を促進します。

### 4) 航路

洲本港においては、大阪や和歌山方面からの玄関口として大阪湾地域との航路再開の検討とともに、親水空間や賑わい空間の活用・活性化を推進します。

また、古茂江港においては、サントピアマリーナの有効活用を促進し、海洋レクリエーションの交流拠点として機能維持に努めます。







## 3 公園・下水道等の整備方針

### (1) 基本的な考え方

#### 1) 公園の基本的な考え方

本市の市民一人当たりの公園面積は低いものの、市民にとって身近な公園、農地や河川などを保全活用することにより、都市が市民にもたらす緑の潤いを確保します。加えて、災害時の避難場所となる公園・緑地への機能強化など、公園・緑地・農地が有する機能や役割を踏まえ、魅力の維持・向上を図ります。

#### 2) 下水道等の基本的な考え方

良好な都市環境の整備と公共用水域の水質保全を図るために、下水道污水管渠整備、及び合併処理浄化槽の設置の促進に努めます。

また、河川整備や下水道雨水整備にも取り組み、浸水被害の軽減を図ります。なお、将来人口予測や土地利用形態の変化を見据え下水道全体計画区域の見直しの検討をしていきます。

### (2) 公園

#### 1) 公園の整備方針

既存の都市公園をはじめ、市内に分散する小規模な既存広場を極力活用するとともに、市街地整備や住宅地開発に合わせて適切な配置を検討します。

また、都市計画決定した大浜公園については、美しい景観と調和した公園を維持し、広域的なレクリエーション施設として活用します。

なお、老朽化した公園のリニューアルや防災機能の強化を検討する際には、地域住民のニーズの取り入れや地域の自主的な管理を前提とすることとします。

#### 2) 公園・緑地の維持管理

公園の役割に応じた施設の長寿命化を図りつつ、民間活力の活用も視野に入れた計画的な維持管理を進めます。

#### 3) 公園の管理運営

交流機能を充実させるため、公園の質の向上に向け、移住者や来訪者に向けたニーズを取り入れながら、大規模公園ではPFI手法による施設整備、指定管理者制度など民間活力の導入について検討します。

### (3) 下水道等

#### 1) 汚水

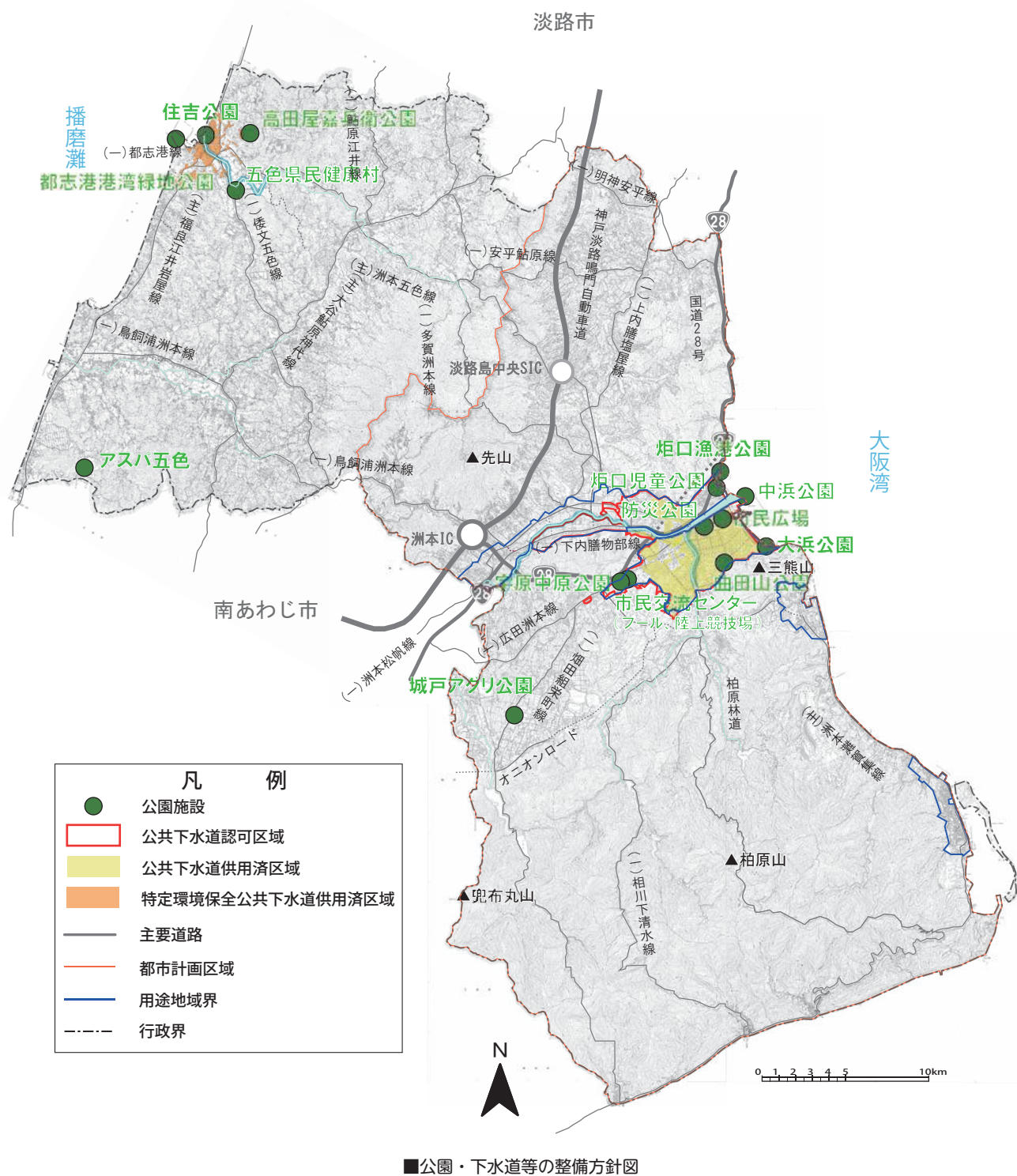
生活排水など、都市活動や市民生活によって生じる汚水の処理を行うため、人口の密集度や地域の特性を勘案して、計画的に公共下水道や合併処理浄化槽の効率的な整備を推進します。さらに、継続的な循環型社会の形成に向けて、下水処理場で発生する処理水の有効利用や、下水汚泥の有効活用に取り組みます。

## 2) 雨水

雨水整備計画に基づき、浸水規模・浸水実績を勘案した整備促進を行い、順次整備を進めていきます。

## 3) 合併浄化槽

洲本処理区及び都志処理区以外は、個別合併処理浄化槽により生活排水処理を進め、生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全を図ります。



## 4 市街地整備の方針

### (1) 基本的な考え方

市街地が拡大する時代から成熟した都市型社会へ移行し、市街地整備は既成市街地の再編・再構築へと変化しており、市街地の特性と整備の目的を踏まえた適正な整備手法の選択が重要となっています。地域の特性にあわせたきめ細かな市街地整備を地域住民と協働しながら計画的に進めることにより、相互に関連しあい、一体性のある良好な市街地の形成を目指します。

### (2) 中心市街地、既成市街地の再構築

本市の中心市街地では、城下町の区画を活かしながら市街地の大部分が形成されてきましたが、人口減少が進む今日においては、市街地内の空き家・空き地がランダムに発生しつつあることから、都市のスポンジ化の解消にむけ多様な事業手法の活用を検討します。

道路が狭く建物が密集している市街地については、特に防災性能を向上させるため、官民の協働により、地区計画制度などの各種整備手法を活用しながら、緊急車両も通れるような道路の拡幅や行き止まりの解消、広場の整備などをおこなうことにより、安全で良好な市街地環境の形成を図ります。

また、公設市場付市営住宅の跡地の活用について検討します。

### (3) 住宅地

一定規模のまとまった既存の住宅地では、適正な住環境が持続するよう、区域内の道路や公園などの維持管理に努めます。

散発的に小規模な宅地化が行われた地域では、地区計画や建築協定などの制度を用い、その周辺において土地利用の連続性の確保や、もともとの土地利用を阻害しない緩衝的な利用方策を検討します。

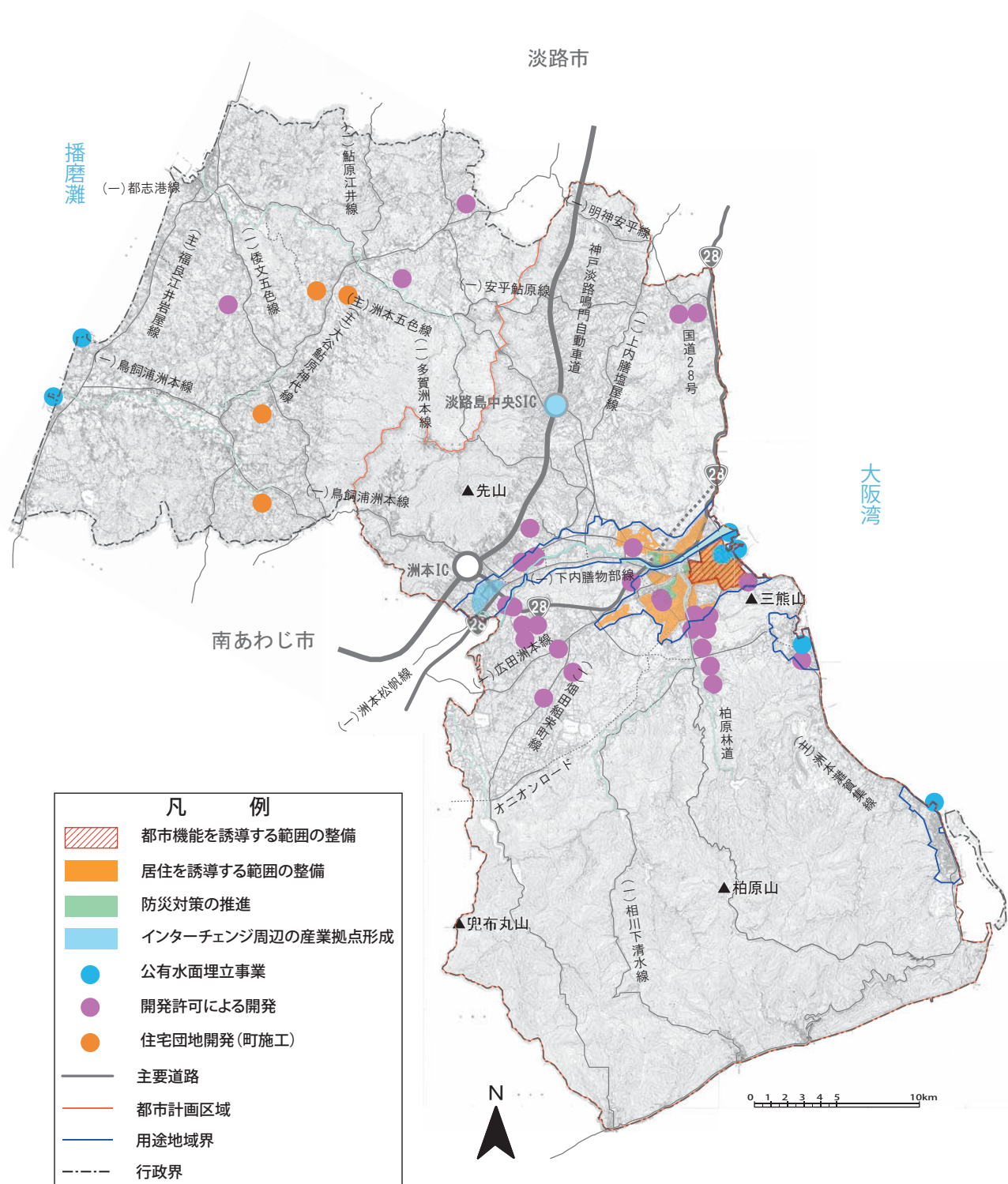
### (4) 幹線道路沿道

主要な道路沿道では、さまざまな沿道型の商業・業務施設が連担して立地する可能性があり、その後背地の土地利用の流動化の阻害要因となることが考えられることから、一体的な土地利用が図られるよう検討します。

### (5) インターチェンジ周辺

広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成に向けて、既存農業や自然環境への影響等に配慮しながら、産業地や観光振興に資する新たな土地利用の誘導を検討します。





市街地整備方針図

## 5 自然環境等の保全の方針

### (1) 基本的な考え方

各地域の特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成します。

また、それぞれの地域の特性に応じた近隣地域等と、共生・対流により広域的なネットワークや経済的つながりを構築し、新たなバリューチェーンを生み出す「地域循環共生圏」の考え方に基づき、自然環境を保全していきます。

### (2) 自然環境

#### 1) グリーンインフラの推進

自然環境が有する多様な機能を活用し、強靱性（レジリエンス）の向上など、持続可能で魅力ある市土づくり・地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みを推進します。

#### 2) 国立公園の保全活用

瀬戸内海国立公園に指定されている三熊山・先山・由良・慶野松原地区に含まれている五色浜については、今後とも残すべき本市固有の財産として、自然公園法に基づき、貴重な自然環境・景観の保全を図るとともに広域的なレクリエーションの拠点として活用します。

#### 3) 生態系ネットワークの構築

生物多様性の保全や地域振興と経済活性化を促進するとともに、気候変動などの環境変化に際し、生物が移動・分散する経路の確保ができるよう、流域全体の生態系ネットワークの構築を推進します。

また、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害が懸念される外来種への対応として、関係機関への働きかけを行っていくとともに、取扱いについて住民への周知を図っていきます。

#### 4) エコツーリズム等の推進

地域の自然環境を保全しつつ、自然資源を持続的に活用するとともに、自然環境資源の魅力を伝えることで、地域の活性化に貢献するエコツーリズムや、農業体験等を含むグリーンツーリズムやブルーツーリズム等の取り組みを推進します。

#### 5) 再生可能エネルギーの適切な導入

CO<sub>2</sub>削減、エネルギー自給率の向上を推進することによって、地域活性化につなげるため、再生可能エネルギーの活用を推進します。

なお、活用にあたっては、中長期的な電源の自立化を目指すため、自然環境や地域と調和した開発を促進することとします。

#### 6) 土地の適正な管理

人口減少下において土地の適正な管理を実現するため、土地所有者による所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理、もしくは所在把握が困難な場合は、所有者以外の者の管理を促進します。

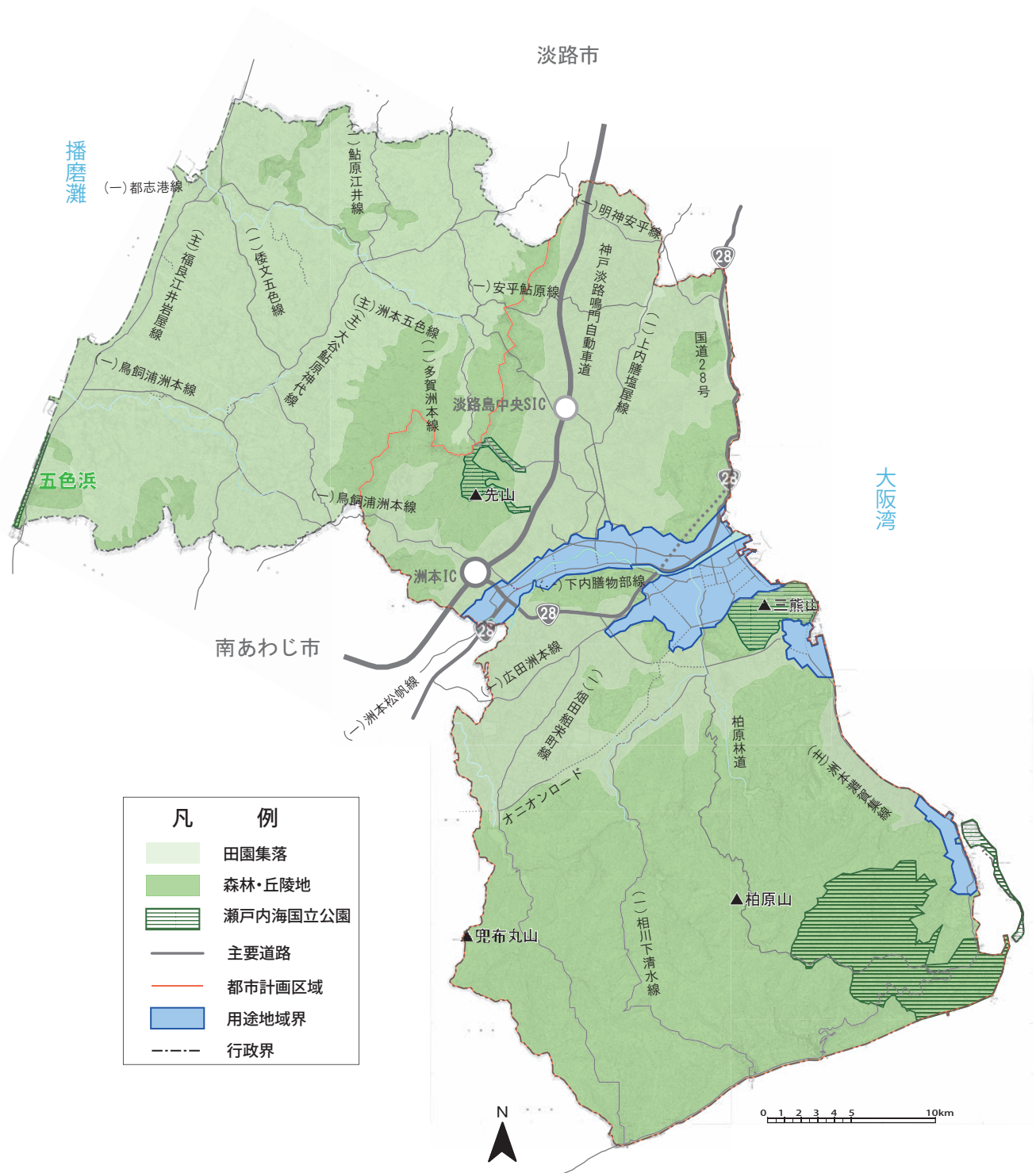
加えて、適正な管理を続けることが困難な土地については、管理コストを低減する工夫や自然林への移行、自然環境の再生など選択的な市土利用を選択することとします。

### (3) 農業

非農業者も含めた人口減少により存続が危ぶまれる集落が増加する中、新型コロナウイルス感染症の広がりを背景に、従来の田園回帰による人の流れに加え、U・Iターン等地方への移住を考える若い世代の増加の流れを取り込むため、更なる農地の集積・集約化の推進に加え、農村マルチワーカー、半農半X、地域資源の保全活用や農業振興と併せて地域コミュニティの維持といった農村地域づくりを推進します。

### (4) 森林

先山をはじめ、柏原山から続く山林については、市土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等、多面的機能を有する森林の効果を発揮させるため、地域住民や森林所有者等が協力し、山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動（雑草木の刈払い、歩道等の改修、植栽、緩衝帯、風倒木等の除去、鳥獣害防止柵等の設置）など、多様で健全な森林づくりを推進します。そのため、森林資源の適切な管理に向け森林環境贈与税を適切に活用し森林の整備・保全に取り組みます。



■自然環境等保全方針図



## 6 景観形成の方針

### (1) 基本的な考え方

本市には、山や田畑、海や河川の水辺などの自然景観、歴史的景観、地域住民がつくりあげてきた地域固有の景観、都市化に伴って新たにつくられた市街地景観や道路沿道景観などがあります。

景観は、まちを特徴付ける重要な要素であるため、地域の特性にあわせて大切に保全し、改善していく必要があります。

そのため、都市景観を構成する景観特性などは、景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区の活用や、自然景観等と調和した良好な都市景観の形成、また、緑豊かな地域環境の形成に関する条例も踏まえて、緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然に配慮した開発を誘導することにより、自然と調和した地域環境の形成を目指します。

### (2) 景観形成の方針

#### 1) 良好な市街地景観の形成

再生が望まれる中心市街地では、都市機能の集約や空き施設の活用によるコンパクトなまちづくりにあわせて、まち全体に賑わいを生む景観づくりを目指します。景観ルールの導入によって建築物や広告物の景観誘導を図り、調和の中に地域の個性と賑わいが感じられるまちなみ形成を図ります。

地域らしさを象徴する建造物や、まちなみ等の景観資源を積極的に活用し、地域の核として人を呼び込める取り組みを進めます。

郊外住宅地では、ゆとりある緑豊かな住環境を適切に管理し、暮らしやすい快適な住宅地としての魅力が維持されるような景観づくりを目指します。

商業・業務施設が集積するバスターミナル周辺では、内外から多くの人々を呼び込む都市の玄関口として、住民、事業者、行政が一体となって、オープンスペースや回遊性のある空間・まちなみ形成を進め、活力とうるおいを生む景観づくりを進めます。

#### 2) 歴史的景観の保全

歴史的・文化的価値の高い建造物や、地域固有の歴史的まちなみの魅力と価値を住民が共有し、将来にわたってその保全と活用が図られる仕組みを構築することで、歴史・文化を活かした景観づくりを目指します。

#### 3) 自然景観の保全

市内中央部に広がる山地は、市街地の背後の景観を形づくる重要な要素となっており、三熊山からは大阪湾が、先山からは瀬戸内海が一望できる美しい眺望景観を有していることから、風致地区などを活用し、保全に努めるとともに、自然を活用した交流空間づくりを目指します。

#### 4) レクリエーション景観の形成

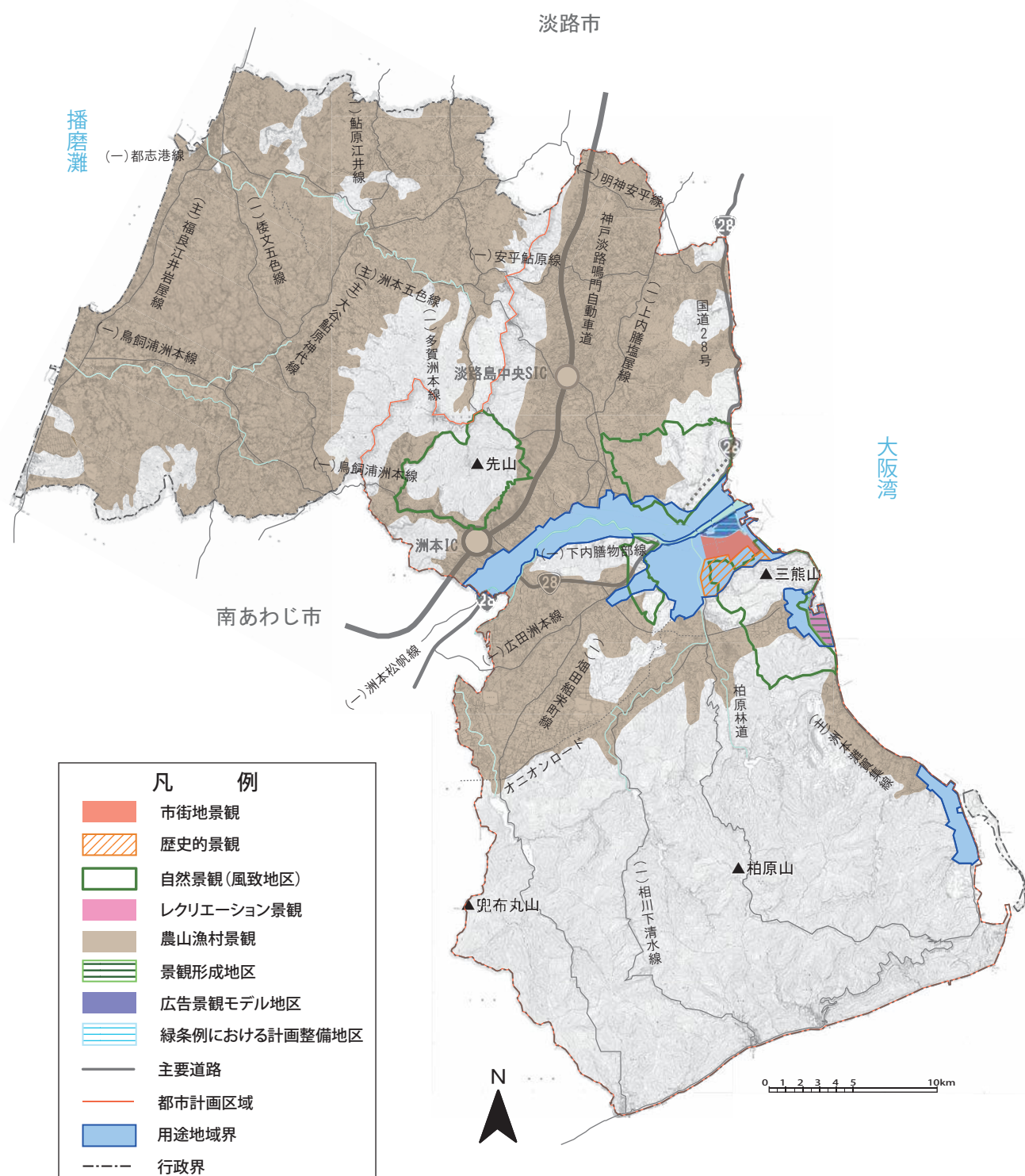
古茂江海岸周辺では、リゾート感覚あふれるまちづくりを進めるため、水辺や背景に広がる山麓にあわせた表情づくりや、緑豊かで人にやさしい空間をつくるためのルールを定め、リゾート地にふさわしい景観づくりを推進します。

## 5) 農山漁村景観の保全

本市では、豊かな自然や変化に富んだ地形、地域固有の気候などに応じて多くの農山村集落が形成されています。

また、豊富な海の幸を抱える大阪湾や瀬戸内海の海岸沿いには、漁村集落が点在しています。これらの古くからの集落やその周りでは、人々の長い営みを通じてつくられた農地やため池、周辺の里山や河川、海などの自然と一体となって、誰もが懐かしさを感じる景観をつくりだしています。

これらの景観を保全するため、景観づくりに共感する都市住民との交流や農地・里山を管理・整備する担い手の育成などによって、美しい周辺環境の維持・保全するための取り組みを進めます。



■景觀形成方針図

## 7 安全安心の方針

### (1) 基本的な考え方

本市の地形や地質などを十分考慮したうえで、地震、洪水浸水、土砂崩れなど様々な災害への備えにより、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

また、災害時には市民の安全を確保し、迅速な救援・救護活動をおこなうとともに、災害から早期の復旧・復興を実現するため、災害に応じた復興対策をあらかじめ準備する事前復興の取り組み等を進めます。

### (2) 災害に強いまちづくり

大規模な地震から、市民の生命・身体・財産を守るため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の補助などの支援策について、引き続き周知を図り、建物の耐震化等を推進します。

火災の延焼を遅延・防止するために、河川や道路、公園・緑地などによる延焼遮断機能を確保していくとともに、沿道建築物の不燃化・耐震化の促進や街路樹の植栽などによる防災機能を確保していきます。

耐震性を満たさない木造住宅や狭あい道路が多い住宅地など、消火活動や避難活動が困難な地区は、共同・協調建替えや面的整備による建築物の更新に加え、老朽建築物の自立更新の促進により、防災性の向上を図るとともに、防災空間の確保や狭あい道路の改善に取り組みます。

大規模な浸水等が想定される区域は、市民等に対して災害のリスクや避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図るなど、市民協働による防災・減災対策を推進します。洪水・高潮浸水想定区域となっている市街地の一部では都市機能が集積していることから、避難対策や浸水時でも都市機能を維持する対策を推進します。

気候変動による水害リスクの増大に備えるため、河川流域全体で水害を軽減させる流域治水の考え方に基づき、河川管理者だけでなくあらゆる関係者と協力して水害対策を進めます。

### (3) 安全・迅速に避難や救援救護活動ができるまちづくり

指定緊急避難場所及び指定避難所は、必要な防災機能の確保に向けた取り組みを進めます。

ハザードマップなどを活用し、災害の危険性が高い地域や災害時における避難方法などに関する情報提供及び意識啓発に取り組むとともに、市民と協働による防災・減災対策を推進します。

### (4) 速やかな復興活動ができるまちづくり

被災時における市民生活への影響を最小限に抑えるため、復興都市づくりに備えた事前復興計画の策定や様々な災害に対応した防災都市づくりを進めるため、防災都市づくり計画の策定に向け検討します。

### (5) 防犯まちづくり

携帯電話などによる身近な防犯情報の提供や防犯知識の普及啓発に努め、市民の防犯意識の高揚及び、地域の防犯活動の促進など、市民、行政、事業者などの協働による防犯力の強化を推進し、コミュニティづくりとの連携、防災、交通安全、福祉などの分野との連携により、より高次元の「安全・安心」を目指します。

特に、道路、公園、駐車場などの不特定多数の人が利用する場所では、街路灯、防犯灯、防犯カメラなどの設置や見通しの確保などを行うとともに、住宅地については、防犯設備の設置や死角の排除など、犯罪の防止に配慮した構造、設備などを検討し、防犯性の高い住環境づくりを促進します。





## 8 その他都市に関する施設の整備方針

### (1) 基本的な考え方

今後、過去に建設された公共施設等の多くが更新時期を迎えるなか、公共施設等の整備に充当できる財源は以前にも増して厳しくなることに加え、人口減少の進展や少子高齢化に伴う人口構造の変容などによる、公共施設等の利用・需要の変化が予測されています。

そのため、これらの変化に適応しつつ、市民ニーズに即した施設全体の最適化を図るため、公共施設等について、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現します。

### (2) その他の都市施設の整備方針

#### 1) 汚水処理施設

し尿・浄化槽汚泥高度処理施設である塩屋衛生センターについては、汚泥再生処理センターへの改修を行い、処理水を下水道施設へ放流することにより、維持管理経費の削減と汚泥の資源化を図ります。

#### 2) ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設としては、現在、やまなみ苑（洲本市・南あわじ市衛生事務組合）で処理されていますが、今後、施設の更新時期に併せて島内1施設に統合し、ごみ処理の効率化と財政負担の軽減を図っていきます。

不燃ごみ処理施設としては、粗大ごみ処理場（淡路広域行政事務組合）で処理されており、今後、施設の長寿命化を図るとともに、施設の更新を検討していきます。

### (3) その他の都市に関する施設の整備方針

#### 1) 公営住宅

市営住宅ストックについては、長寿命化改善策として、計画的なストックの改善工事を進めるとともに、耐用年数の経過したものについては、住宅の需要を踏まえ、集約・用途廃止も含め計画的に進めます。

#### 2) 学校等

学校施設等については、児童・生徒のより良い教育環境の充実をめざし、学校の統合、校区再編成など学校規模の適正化を図るとともに、子どもたちが安全に過ごせるように、施設の計画的な維持・管理に努めます。

また、統廃合などにより利用されなくなった学校用地・校舎などで、有効利用可能なものについては、跡地も含めて起業・創業への支援や企業誘致など、地域のまちづくりの方向性に応じた利活用を検討していきます。

#### 3) 火葬場

市内2か所ある火葬場のうち、洲本火葬場については、施設の長寿命化を図るとともに、更新時期に併せて五色台聖苑火葬場との統廃合や新設による移設も検討していきます。